

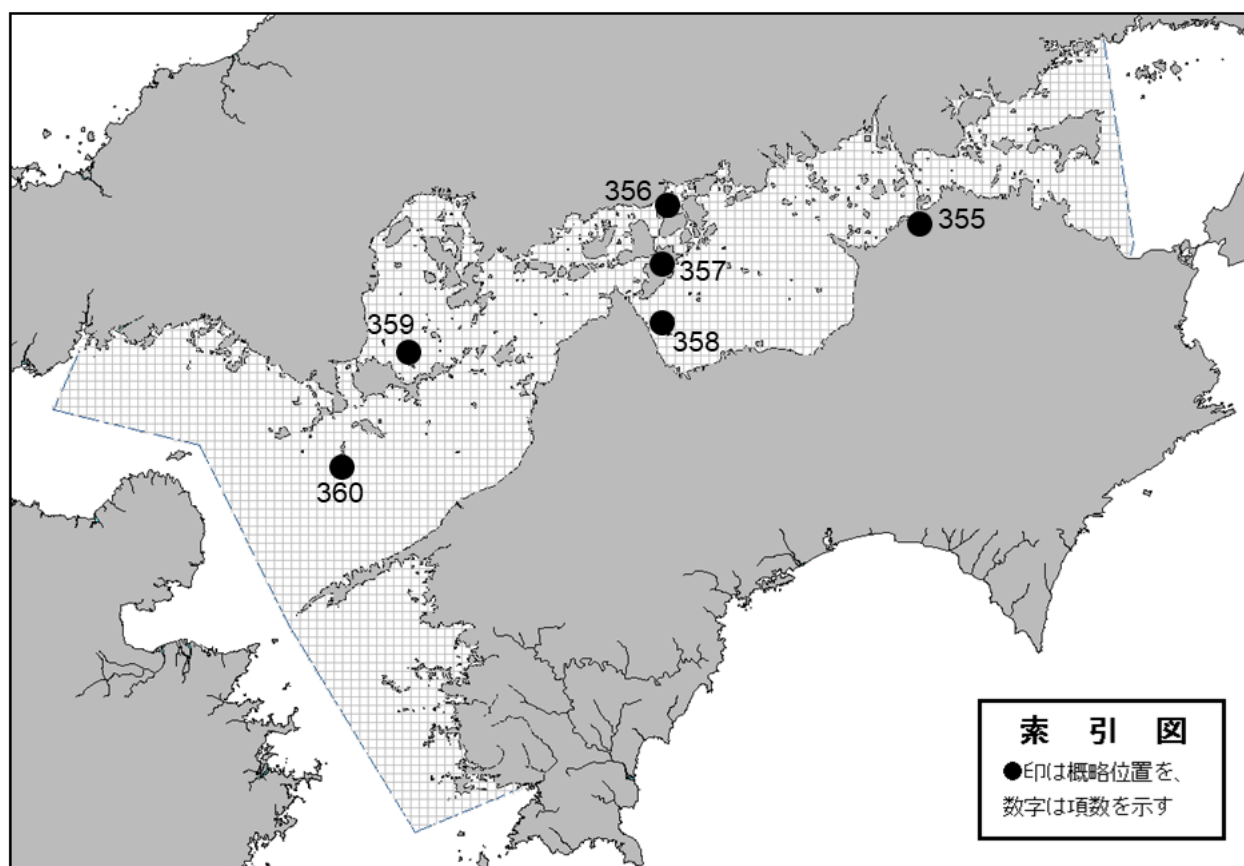


第六管区水路通報 第 37 号

令和7年9月26日

第六管区海上保安本部

- 第 355項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸及び付近 船舶通航信号所一部業務休止
- 第 356項 瀬戸内海 - 三原瀬戸、佐木島西岸 浮棧橋設置工事
- 第 357項 瀬戸内海 - 備後灘、宮ノ窪瀬戸、鵜島西方 流速計設置
- 第 358項 瀬戸内海 - 燧灘、比岐島西方 海上訓練
- 第 359項 瀬戸内海 - 広島湾、黒島 至 頭島 海底調査
- 第 360項 瀬戸内海 - 伊予灘、八島南方 AIS信号所一時業務休止



◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

★7年355項 瀬戸内海 ― 備讃瀬戸及び付近 船舶通航信号所一部業務休止

期 間 令和7年10月1日1100～1500の内4時間
名 称 青ノ山船舶通航信号所
休止業務 豊島レーダー施設のレーダー映像を使用した情報提供業務
海 図 W100A
参照書誌 411 8405番
出 所 第六管区海上保安本部

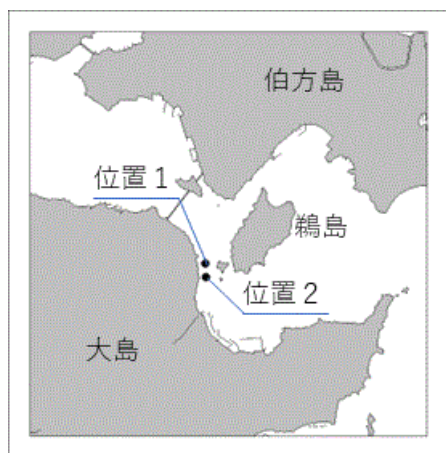
★7年356項 瀬戸内海 ― 三原瀬戸、佐木島西岸 浮棧橋設置工事

期 間 令和7年10月1日～12月31日の日出～日没
区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-19-37N 133-05-46E (岸線上)
(2) 34-19-37N 133-05-38E
(3) 34-19-43N 133-05-38E
(4) 34-19-43N 133-05-46E (岸線上)
備 考 (1) 夜間、作業船は四隅に白色灯を設置し、区域内に停泊する
(2) 潜水作業を伴う
(3) 警戒船を配置
海 図 W114-W103-W1118
出 所 尾道海上保安部



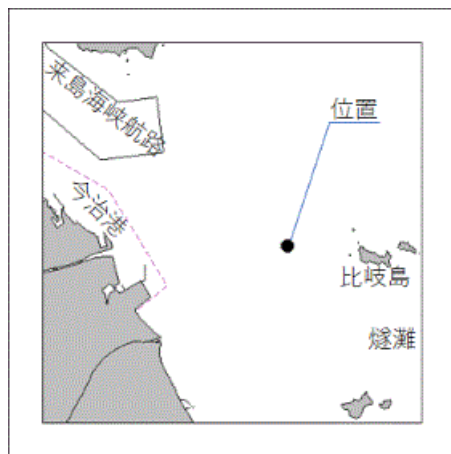
★7年357項 瀬戸内海 ― 備後灘、宮ノ窪瀬戸、鵜島西方 流速計設置

期 間 令和7年9月29日～11月30日
位置1 34-11-00N 133-04-40E
位置2 34-10-52N 133-04-41E
備 考 設置及び撤去時に潜水作業を伴い、警戒船を配置
海 図 W103-W104-W153-JP153-W1108-JP1108
出 所 第六管区海上保安本部



★7年358項 瀬戸内海 ― 燧灘、比岐島西方 海上訓練

期 間 令和7年10月10日1300～1700
 位置 34-03-41N 133-04-30E付近
 備考 巡視艇によるもやい銃発射訓練等
 海 図 W104-W1128-W153-JP153-W1108-JP1108
 出 所 第六管区海上保安本部



★7年359項 瀬戸内海 ― 広島湾、黒島 至 頭島 海底調査

期 間 令和7年10月6日～11月11日の日出～日没
 区域 (1)、(2)及び(3)～(5)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 33-58-22N 132-20-44E (岸線上)
 (2) 33-59-28N 132-19-55E (岸線上)
 (3) 33-59-52N 132-20-12E (岸線上)
 (4) 33-59-42N 132-20-27E
 (5) 33-58-26N 132-20-54E (岸線上)
 備考 (1) 作業船は調査機器をえい航する(えい航長約30m)
 (2) 潜水土による磁気探査作業を伴う
 (3) 警戒船を配置
 海 図 W142-W1102-JP1102-W1108-JP1108
 出 所 第六管区海上保安本部



★ 7 年 3 6 0 項 瀬戸内海 － 伊予灘、八島南方 AIS信号所一時業務休止

水路通報7年36号353項削除
期 間 令和7年10月6日(予備日7日)の1100～1600の内2時間
名 称 八島南方AIS信号所
位 置 33-41.6N 132-08.1E
海 図 W163-W140-W1102-JP1102-W1108-JP1108-W100B
参照書誌 411 9641番
出 所 第六管区海上保安本部

